

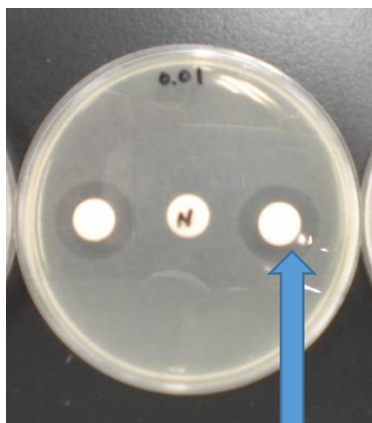
## 食肉衛生検査所だより その1

今回は、食肉センターで食肉衛生検査所が行っている「残留有害物質検査」について説明します。

一般的にお肉を生産する場合、家畜の生産者は、健康な家畜を生産するため、その育成段階において、病気を予防するために必要なワクチンや動物用医薬品等の薬を使用します。

食肉衛生検査所では、この使用された薬がお肉に残留していないかを投薬歴申告書を参考とし、生体検査、内臓検査や枝肉検査に基づき「残留有害物質検査」を行っています。

検査は、抗生物質を検査するための簡易検査法（バイオアッセイ）と合成抗菌剤等を検査するための高速液体クロマトグラフ（HPLC）検査があります。



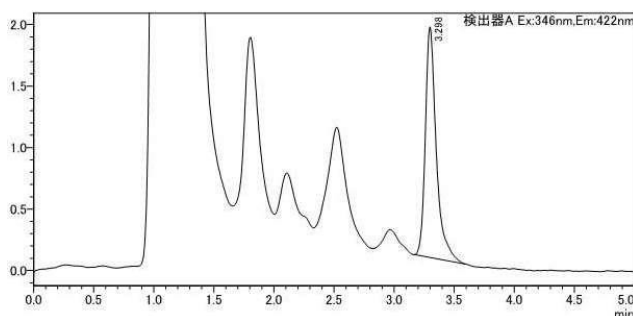
簡易検査法の阻止円



高速液体クロマトグラフ



HPLC 検査の際に使用する  
ロータリーエバポレーター



HPLC 検査のクロマト図